# 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請について

対象者は、裏面『現行の「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」について』の、 【対象の要件】に**すべて該当する方**です。

# ■提 出 方 法

次のいずれかの方法により提出してください。

窓口へ持参による提出	○ 中富すこやかセンター (身延町切石 117-1)
	○ 役場身延支所(身延町梅平 2483-36)
	○ <b>役場下部支所</b> (身延町常葉 1093)
	*開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日除く)
郵送による提出	○ 中富すこやかセンター
	← 〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1
	身延町役場 福祉保健課 介護保険担当 宛て
	※記入漏れや添付書類の不備のないようお願いします。

<sup>※</sup> 役場本庁舎では受け付け出来ませんのでご注意ください。

## ■記入上の注意

- 1. 内容について問い合わせをすることがありますので、<u>申請書</u>を家族等が記入した場合は、**代理申請者欄に、記入した家族等の連絡先を必ず記入**してください。
- 2. 同意書について、必ず記入押印をお願いします。
- 3. <u>収入等状況申告書</u>で、年金収入を記入する項目がありますが、非課税年金(遺族年金・障害年金・労災年金等)も含みますので、**受給しているすべての年金額をそれぞれ記入**してください。
- 4. <u>収入等状況申告書</u>で、預貯金等の状況を記入する項目がありますが、**世帯員全員 の所有しているすべての通帳と定期貯金の金額を記入**してください。通帳の金額 は申請時点の残高を記入してください。
- 5. 申請にあたり、預貯金通帳・証書類の写しなどを添付していただきます。別紙の 『申請に必要なもの』、『通帳をコピーするときの注意点』を必ずご確認ください。

## 現行の「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」について

### 【対象となるサービス】

軽減の対象となるのは、介護費、食費及び居住費(滞在費)です。

### 【軽減割合】

軽減割合は、原則として1/4です。 ただし、老齢福祉年金受給者は1/2です。

### 【対象の要件】※①~⑥すべてに該当

- ①市町村民税世帯非課税であること。
- ② 年間収入額が単身世帯で150万円以下であること。 (世帯員1人増えるごとに50万円加算)
- ③ 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること。 (世帯員1人増えるごとに100万円加算)
- ④ 居住している家などのほかに利用し得る資産がないこと。
- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。
- ※その他、介護保険のご利用に関する質問やご不明な点等ありましたら、 下記担当までお問い合わせください。

■□■□■お問い合わせ先■□■□■ 〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石117-1 (中富すこやかセンター内) 身延町役場 福祉保健課 介護保険担当 電話 0556-20-4611